

令和元年 5 月 17 日

亀井委員

今回、かながわランドデザイン第3期実施計画の素案をいただいて、網羅的に少し目を通していただいて、何点か気になるところがあったので伺います。

ページ数で言うと32ページの減災のところだと思います。プロジェクト9で、ここは災害に強いまちづくりということも書かれているので、いきなり各論に入ってしまった大変恐縮ですが、その中でも私が住んでいる横須賀市においては、山坂が多く、急傾斜地の崩落が非常に危険な箇所が多くあるので、それについて伺います。まず、急傾斜地の崩落回避に伴う工事ですが、基準はよく承知しているつもりなので、現在どのような状況で進んでいるのか、ハード面での対策について伺います。

砂防海岸課長

急傾斜地崩壊防止施設の整備率でございますが、県内に危険な崖地として2,511カ所ございます。その中で整備がおおむね完了している箇所は、平成30年度末時点で1,371カ所、整備率はおおむね54%となっております。なお、横須賀市内では、危険箇所527カ所のうち、324カ所で整備がおおむね完了しておりますので、30年度末の整備率では61.5%となっております。

亀井委員

ハード面、今54%で、横須賀市は61%程度ということですが、例えば土砂災害警戒区域において、ソフト面では、いわゆるレッドゾーン、イエローゾーンの指定がありますが、これについて進捗はどうなっていますか。

砂防海岸課長

現在、基礎調査を実施しており、対象となる31市町村、この中の8,736区域の土砂災害警戒区域がございまして、その特別警戒区域を調べるために調査をしています。平成31年度末時点で18市町、約5,841区域で基礎調査に着手をしています。そのうち、基礎調査が完了し、土砂災害特別警戒区域として公表させていただいたものが6市町、区域数で言いますと1,165区域、さらに区域指定をしたものが2市、466区域となっております。

亀井委員

これは土砂災害警戒区域になったときには、特にレッドゾーンになったときには、不動産の売買のときに重要事項説明書に記載しなければなりません。それに伴う各個人の不動産の下落が懸念されるところだと思いますが、これについて神奈川県としてどのように考えていますか。

砂防海岸課長

土砂法の目的が、危険な箇所をあらかじめ明示し、それによってお住まいの方の命を守るという観点で進めていますので、個々の財産の価値の影響は、我々は考えていません。ただし、各市町村におかれましては、急傾斜の場合、まだ特別警戒区域の指定が進んでいないので、例えば工事を実施する際の区域の指定をした際には、市町村においては固定資産税の評価額の補正を行っている市

町村もいます。

亀井委員

評価額の変更を行っている市町村にばらつきがあるということでしょうか。

砂防海岸課長

そのとおりでいます。

亀井委員

そのばらつきについて、どのように考えていますか。

砂防海岸課長

ばらつきに関しましては、各市町村の取り組みということで、我々から願うようなものではないと考えていますが、各市町村の取り組みを、市町村が集まる際に、情報共有という形で紹介させていただいています。

亀井委員

県内の中で、固定資産税の話でばらつきがあるということに関して、住んでいる場所によって自分の財産の価値が変わってしまうということは、非常に問題があると思います。それについては市町村に情報提供するというだけでよろしいのでしょうか。

砂防海岸課長

現在進めている基礎調査の中で、結果がわかり、公表の段階で住民説明会を行っています。住民説明会の中で、個人の方が疑問に思われることに対して、県や地元の市町の担当者等が同席しまして、お答えするような場面を設けています。その中で、そういった御質問に対して、市からお答えさせていただくとともに、御意見の中には工事を進めてほしい、そのためにはどうするのかといった御意見もあるというような状態です。

亀井委員

もちろん、個人の生命、財産が第一なので、ソフト面として避難することが第一です。それは一番初めにやっていただかなければいけないのですが、その視点によって、自分の財産価値が下落してしまうという話も多々聞きます。その辺の神奈川県の中での取り組み、各市町村のばらつきがないように周知の仕方を考えていかなければいけないと思うので、是非、そういった取り組みを神奈川県として考えていただきたいと思います。

次に、これはページ数で言うと64、65ページの都市基盤のところですが、今までのインフラ整備のことにに関して、いろいろな道路をつくる、橋を架ける、トンネルもそうですが、これからのことを考えると、維持管理費がどのくらい確保できるかということが第一かと思います。例えば道路の維持管理費、大体の推移は、どのように進んでいると認識されていますか。

道路管理課長

橋梁の補修や耐震補強、道路の防災対策など、道路施設の維持管理費に係る予算は年によってばらつきがありますが、過去20年間では毎年約110億円から150億円で推移しており、ここ5年間では約120億円で横ばいとなっています。

亀井委員

今後の推移はどのような形で考えていますか。

道路管理課長

橋梁やトンネルなど、道路施設の多くは高度経済成長期に集中して整備されたことから、今後、高齢化する施設がふえて維持管理、更新に要する費用の増加が見込まれると考えています。

亀井委員

そこまで維持管理費として必要なコストがふえていく中で、神奈川県としては新規でつくらなければいけないものもあると思います。それと並行して、維持管理に関してしっかりと注力していかなければいけないと思いますが、現状を踏まえ、どのように考えていますか。

道路管理課長

橋梁やトンネルなど、更新に多額の費用を要する道路施設につきましては、平成28年に策定した長寿命化計画に基づき、小規模な修繕を繰り返すことで、施設の寿命を延ばし、維持管理に係るトータルコスト縮減をする取り組みを行っています。また、こうした小規模な修繕を計画的に行うことで、毎年の維持管理費の平準化を図っており、今後もこうした取り組みを着実に進めていくことが重要と考えております。

亀井委員

わかりました。そういう形で維持管理コストを捻出していくという話ですが、工事に関しては資金繰りも大切ですし、工期がどのぐらいなのかという時間繰りも大切です。人材難と言われている建設土木に関して、今の建設コストもそうですが、人の手配に関しては、神奈川県としてはどのように考えていますか。

建設業課長

県では、建設人材につきまして、今後不足してくるという統計が出ておりますので、一つには魅力ある建設業協議会をつくりまして、少しでも若い人材を確保するために、イメージアップの取り組みをしています。現場の表彰する、若い人たちの技能者の表彰やフェスティバルのような催し物をやったり、少しでも若い人たちにアピールをしていき、若い人たちに建設業界に入ってもらいたいという取り組みをしています。

亀井委員

例えば、けんせつ小町や女性の活用、若手の人材の登用に関してはわかりましたが、女性についてどのように考えていますか。女性の働き方改革の一環として、建設、土木でも、女性にしっかりと働いてもらうような措置をしないとイケないと思います。若者だけの人材登用だけで間に合うと思いますか。

建設業課長

今、委員のお話にもあったように、女性の技能者の方にも業界に入ってもらったために、先ほど申し上げました表彰の中でも、現場の中で女性労働者が働きやすい取り組みをしている、そういった取り組みについては表彰の対象にし、女性技能者の方のインタビューを行って、それを工業高校の生徒さんに出前授業で、その労働を見ていただくなど、工業系の高校の女子生徒に対してアピールを行っています。

亀井委員

若手の人材登用、それから女性の力を借りても足りないと思っています。本

年4月に入管法が改正し、特定技能として限定される14業種の中で、県土整備局や企業庁が絡む業種はありましたか。

建設業課長

建設業という業種の中、特定第1号という形で、新しく入国の資格ができた  
と承知しています。

亀井委員

我が国は労働人口が減少する中であって、若い方々、女性にもしっかりと建設、土木に携わっていただき、これからは外国人の方々にも現場に来ていただくことが必要だと思います。この外国人労働者の方々の今後の推移をどのように予想していますか。

建設業課長

特定第1号ということで、新しい入国資格ができ、そちらのほうの数字が全国の都道府県にどのように割り振られていくか、今の段階では聞いておりません。いずれにしても、神奈川県の実地現場でもそういった方々がふえていくのではないかと考えています。

亀井委員

このグランドデザインの素案を見たときに、外国人材の育成・活躍支援ということで、ここに私が言ったように、入管法の改正のことがあります。ここには、県立産業技術短期大学校への外国人材の受入れ人数、外国人家事支援人材の雇用人数という記載があります。こういうことも大事ですが、インフラの整備は、人の生命、財産を守る基本中の基本であると思います。そこにしっかりと人材を手当てすることが大事であって、外国人材に建設現場でしっかりと働いて、力を注いでもらうことが大切ではないかと思っています。

今後ふえていくという予想だということですが、これからオリンピック・パラリンピックがあって、建設土木に携わる方々の人数が非常にふえてくると思います。しかし、オリンピック・パラリンピックの後は、維持管理に力を注いでいただくための人材が、必要だと思います。ただ単に単純労働できるからといって、たくさん外国人の方に来てもらえばいいというわけではなく、そういう方々をしっかりと教育し、国や県の制度をお教えして、それにのっとった働き方をしてもらわなければ、我々住民としても県民としても困ります。そのような教育システムは、どのように考えていますか。

建設業課長

今お答え申し上げておりました特定技能について、どのような技能が今後求められ、また、建設産業そのものが様々な専門業種に分かれておりますので、具体的にどのような形になるのか、今の段階ではわかりませんが、委員が御指摘のような要望が業界からありましたら、業界の皆様とよく意見交換、情報共有をしていきたいと思っています。

亀井委員

2019年4月からスタートしているので、本格的にはこれからなのかもしれません。しかし、業界団体の方々の要望を受けてから、行動するのでは遅いと思います。それよりもやはり先に手を打っていかないと、業界団体の方々が困っていますというときに、数年遅れになってしまいます。今できることがあると

と思いますが、どのようにお考えですか。

建設業課長

今申し上げましたが、入国資格と結びついてくることもございますので、県がどこまで何ができるかということも、道路を所管する部局ともよく連携をする必要があると思っております。

亀井委員

産業労働局としっかりと連携をするという話だと思います。建設や土木は、現場で働いてもらって、現場で人材育成をしていくことが大事です。この50、51ページの雇用のところに、県土整備局、企業庁が入っていなかったりすることはどうなのでしょう。外国人労働者の入管法の改正に関しては、今後のことを考えると、まさに県土整備局が雇用のところでしっかりとイニシアチブをとらなければいけない場面が出てくると思いますが、どのように考えていますか。

建設業課長

ただいまの委員の御指摘を受けまして、検討してまいりたいと思います。

亀井委員

今後、外国人労働者が日本で働きやすくなる、それも単純労働をしやすくなるという制度設計になっているようなので、現場でどういうことがあるかということも、しっかりと業界団体と連携をとっていただきながら、先駆けて少し考えていただければと思いますので、そこをお願いしまして、私からの質問を終わります。